

令和6年度「青森市一般廃棄物最終処分場」に係るモニタリング評価結果（第1回）

青森市一般廃棄物最終処分場については、西田・志田内海共同企業体が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年7月17日

施設名	青森市一般廃棄物最終処分場
設置目的	本市における一般廃棄物を適正に処理（埋立処分）し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
所在地	青森市大字岩渡字熊沢250番地
指定管理者	【名称】西田・志田内海共同企業体 【代表者】代表 株式会社西田組 代表取締役社長 西田 文仁 【住所】青森市大字荒川字柴田102番地1
指定期間	令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	職員の適正配置がなされているか。	仕様書に基づく適正な人員配置となっている。また、有給休暇等の積極的な取得への働きかけが行われている。	○	
	職員研修は行われているか。	事業計画書に基づく研修のほか、日々の朝礼ミーティング等を通じ、良好な組織運営が図られている。	○	
	搬入指導は適切に行われているか。	指定管理者が策定した搬入指導マニュアルに基づき、適切な搬入指導が行われている。	○	
	管理事務所等施設の維持管理業務は適切に行われているか。	仕様書に基づき、管理事務所等施設の各設備・機器、ボックスカルバートの定期的点検等が実施されている。	○	
	埋立処分業務は適切に行われているか。	仕様書に基づき、処分場の延命対策、衛生対策及び処分場内外の環境整備に取り組まれている。	○	
	浸出水処理施設の維持管理業務は適切に行われているか。	仕様書に基づき、良好な処理水の水質保持に努め、排水基準等に適合するように管理されている。	○	
	防犯、防災、緊急時の対応に関する取組は適切に行われているか。	指定管理者が策定した危機対応マニュアルに基づき、緊急時の連絡体制及び配備体制が整備されている。	○	
	個人情報保護の取扱いの取組及び対策は適切か。	指定管理者が策定した個人情報保護規程に基づき、個人情報記載された搬入調書の適切な管理がなされている。	○	
	環境保全への取組はされているか。	仕様書及び事業計画書に基づき、環境を重視した管理業務が行われている。	○	

運営について	市民の平等利用が確保されているか。	全体ミーティング等を通じて不平等な対応が生じないように、職員間で搬入指導の共通認識が図られている。	○	
	利用者等の要望の把握と反映方法はどうか。	全体ミーティング等により職員間で情報共有し、対応マニュアルの改善等が図られている。	○	
	利用者に対するサービス向上への取組はどうか。	利用者に分かりやすく丁寧な説明をされているほか、処分場内の清掃等の環境整備が行われている。	○	

【総合評価】
<p>指定管理者は、前の指定期間での経験を生かした施設の管理運営がなされており、また、本市との定例会議等を通じて連携して施設の設置目的に柔軟かつ適切に対応いただいていることから、評価は良好である。</p> <p>また、利用者アンケートも継続して実施し、その結果の分析・検証により、利用環境や接遇の改善等に努められていることから、今後も引き続き、安全で気持ちよく利用できる施設運営を継続していただきたい。</p>
【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】
<p>【担当課】 青森市環境部清掃管理課 【電 話】 017-718-1179 【メール】 seiso-kanri@city.aomori.aomori.jp</p>